

税申告 **軽自動車税の申告や変更手続きをお忘れなく**
 閩税制課（市役所2階2番窓口） ☎32-2017

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。所有者が市外へ転出する場合や、車両を譲渡・廃車する場合は、**3月29日(金)までに必ず変更手続きを行ってください**。転出・転入の届け出をただけでは、軽自動車の登録内容は変更されません。また、車両の廃棄処分や譲渡をしても、廃車や名義変更などの手続きを行わないと、登録上の所有者に課税されますので、ご注意ください。

乗用装置（座席）付きのトラクターやコンバイン、田植え機なども、軽自動車税の課税対象なので、道路を走行しない場合でも、ナンバープレートを取得する必要があります。「新たに農耕車を購入した」「農耕車を譲り受けた」「農耕車を廃棄または譲り渡した」などの場合も、3月29日(金)までに必ず手続きを行ってください。車種ごとの手続き先・問い合わせ先は下記のとおりです。



車種	手続きの窓口	電話番号
●原動機付自転車(125cc以下) ●農耕車などの小型特殊自動車	税制課（市役所2階2番窓口）、各支所・出張所担当課	☎32-2017（税制課）
●軽二輪車 ●二輪小型自動車	中国運輸局岡山運輸支局（岡山市）	☎050-5540-2072
●軽自動車	軽自動車検査協会岡山事務所（岡山市）	☎050-3816-3084

水道 **水道管の寒波破裂を防ぐ方法**
 閩水道局業務課 ☎32-2106

気温が低下する冬季は、水道管の中の水が凍って水が出なくなったり、水道管が破裂したりすることがあります。水道管に亀裂が生じて破裂することを「寒波破裂」といいます。

空き家や長期不在の家屋で寒波破裂が発生すると、発見が遅れ、大量の漏水によって高額な水道料金が請求されてしまいます。

■水道管の寒波破裂を防ぐ方法

水道管がむき出しの場合は、保温材やビニールテープなどでしっかりと覆いましょう。夜間に冷え込みそうな時は、少し水を出しておくのも効果的です。

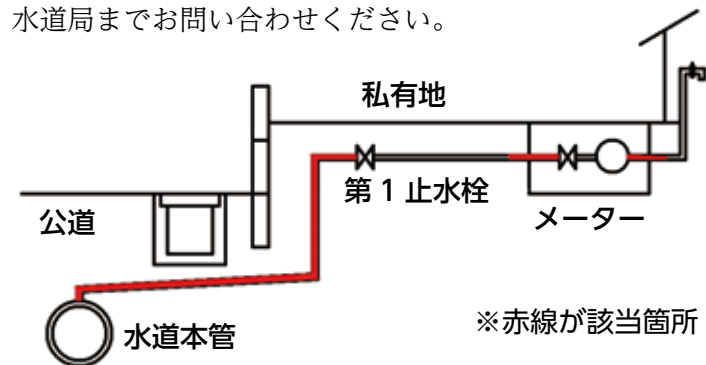


水道 **水道管に鉛製給水管を使用しているお客様へ**
 閩水道局水道施設課給水管管理係 ☎32-2108

旧津山市内では、昭和63年頃まで鉛製給水管を使用して水道管の工事を行っていました。鉛製給水管を使用している家庭では、夜間など長時間水道水を使用しなかった場合、水道水内の鉛濃度が高くなる場合があります。

より安全に水道水を使用するため、朝一番に水を使う時や、旅行などで長期間水道を使わなかった時などは、バケツ1杯分（約10リットル程度）をトイレに使うなど、飲み水以外に使用してください。

水道局では、計画的に鉛製給水管の取り替えを行っています。鉛製給水管を使用しているか分からない場合は、水道局までお問い合わせください。



農地 **農地に関する申請の締め切り日などのお知らせ**
 閩農業委員会事務局（農業振興課内：市役所4階） ☎32-2159

農業委員会で毎月受け付けている「農地に関する申請」の締め切り日と審議日をお知らせします。都合により予定を変更する場合は、市ホームページで随時お知らせします。

利用権設定の申請の締め切り日	農地法許可などの申請の締め切り日	農業委員会総会(審議)日
2月28日(木)	3月20日(水)	4月11日(木)
3月29日(金)	4月19日(金)	5月10日(金)
4月26日(金)	5月24日(金)	6月10日(月)
5月31日(金)	6月25日(火)	7月10日(水)
6月28日(金)	7月25日(木)	8月9日(金)
7月31日(水)	8月23日(金)	9月10日(火)
8月30日(金)	9月25日(水)	10月10日(木)
9月30日(月)	10月25日(金)	11月11日(月)
10月31日(木)	11月15日(金)	12月5日(木)
11月29日(金)	12月13日(金)	2020年1月10日(金)
12月27日(金)	2020年1月24日(金)	2020年2月10日(月)
2020年1月31日(金)	2020年2月20日(木)	2020年3月10日(火)

健康保険 **交通事故などが原因の治療は届け出が必要です**
 閩保険年金課国民健康保険係（市役所1階9番窓口） ☎32-2071、保険年金課高齢者医療係（市役所1階8番窓口） ☎32-2073

交通事故など、本人以外の行為によって治療を受けた場合、治療費は加害者と被害者の双方が過失割合に応じて負担します。健康保険証を使って治療を受けた時は、必ず届け出をしてください。

届け出が必要な例 相手方のある交通事故、けんかなどによるけが、飲食店などでの食中毒、他人が飼っている犬や猫によるけがなど

届け出先 国民健康保険・後期高齢者医療保険＝保険年金課（市役所1階8・9番窓口）か各支所・出張所担当課、その他の健康保険＝加入中の健康保険の窓口

持ってくるもの 健康保険証、印鑑（スタンプ印不可）、交通事故証明書など

※届け出をしていないけがの治療などは、原因を問い合わせることがあります

※届け出には相手方の氏名や住所などが必要です

※自損事故の同乗者でけがをした場合も届け出が必要です

農作物 **個人設置の農作物鳥獣害防護柵の補助**
 閩森林課（市役所4階） ☎32-2078
 各支所・出張所担当課

イノシシなどの有害鳥獣から、田畑の農作物を守るための防護柵を設置する個人に補助します。

対象 個人で新規に50m以上の鳥獣害防護柵を設置する農業者など

補助率 資材経費の2分の1以内（上限10万円）（資材を購入する前に、必ずご相談ください）

申込期間 2月1日(金)～8月30日(金)（土曜日・日曜日・祝日は除く）

※4月以降の申請は先着順で受け付けし、予算の範囲内で支給

